

No. 1179 (2022. 3. 3)

保釈をめぐる諸問題

—保釈中の被告人の GPS 監視を中心に—

はじめに

I 勾留・保釈

- 1 法制度の概要
- 2 運用状況
- 3 運用に対する意見
- 4 法制審議会における検討

II GPS 端末により保釈中の被告人の 位置情報を取得・把握する制度

- 1 法制審議会における議論
- 2 制度に対する意見
- 3 諸外国の制度

おわりに

キーワード：保釈、GPS、電子監視

- 保釈中の被告人や保釈を取り消された被告人が逃亡する事案が相次いで発生したことを受け、法制審議会は、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備について検討を行い、令和 3（2021）年 10 月、GPS 端末により保釈中の被告人の位置情報を取得・把握する制度の創設等を盛り込んだ要綱を答申した。
- 本稿では、まず、保釈及びその前提となる勾留について、法制度の概要、運用状況、運用に対する意見をまとめた上で、法制審議会が答申した要綱の概要を紹介する。次に、GPS 端末により保釈中の被告人の位置情報を取得・把握する制度について、国内の議論及び諸外国の類似する制度の概要を整理する。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

行政法務課 すのはら ひろこ 春原 寛子

第 1 1 7 9 号

はじめに

近年、保釈中の被告人や保釈を取り消された被告人が逃亡する事案が相次いで発生し、注目を集めた。例えば、令和元（2019）年 11 月には、判決日に出廷しなかったため保釈を取り消された被告人が護送されている途中に逃走した事案¹が発生し、同年 12 月には、海外渡航の禁止等を条件に保釈されていた被告人が海外に逃亡した事案²が発生した。こうした事態を受け、法制審議会において、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備について検討が行われた。令和 3（2021）年 10 月、法制審議会は、GPS³端末により保釈中の被告人の位置情報を取得・把握する制度の創設等を盛り込んだ要綱を答申した。

本稿では、まず、保釈及びその前提となる勾留について、法制度の概要、運用状況、運用に対する意見をまとめた上で、法制審議会が答申した要綱の概要を紹介する。次に、GPS 端末により保釈中の被告人の位置情報を取得・把握する制度について、国内の議論及び諸外国の類似する制度の概要を整理する。

I 勾留・保釈

1 法制度の概要

(1) 勾留

勾留とは、被疑者又は被告人の身体を拘束する裁判及びその執行をいう⁴。勾留の要件は、被疑者又は被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、かつ、①住所不定のとき、②罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき、③逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき、のいずれかに該当し⁵（刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 60 条第 1 項⁶、第 207 条第 1 項）、さらに勾留の必要性があることである⁷。勾留の目的は、逃亡又は罪証隠滅を防止することであり、被告人の勾留については、有罪判決確定の場合に備えて刑の執行を確保する目的も併有している⁸。

被疑者の勾留は、検察官の請求による（第 204 条～第 206 条）⁹。請求を受けた裁判官は、検察官から提出された資料を検討し、勾留質問（被疑者に被疑事件を告げ、これに関する陳述を

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 4（2022）年 1 月 31 日である。

¹ 「覚醒剤事件の被告 逃走 大阪地検 保釈取り消し護送中」『読売新聞』2019.11.9, 夕刊。

² 「保釈中の逃亡「寝耳に水」」『朝日新聞』2020.1.1.

³ 全地球測位システム（Global Positioning System）。人工衛星の発する電波によって、地球上の現在位置を正確に測定するシステム（新村出編『広辞苑 第 7 版』岩波書店, 2018, p.1241.）。

⁴ 酒巻匡『刑事訴訟法 第 2 版』有斐閣, 2020, pp.65, 357; 池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義 第 6 版』東京大学出版会, 2018, p.139.

⁵ 一定の軽微な犯罪については、被告人が住所不定の場合に限り、勾留することができる（刑事訴訟法第 60 条第 3 項）。

⁶ 以下、本文中で括弧内に単に条項のみを示す場合には、刑事訴訟法を指す。

⁷ 河上和雄ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法 第 2 版 第 2 巻』青林書院, 2010, p.23; 同編『大コンメンタール刑事訴訟法 第 2 版 第 4 巻』青林書院, 2012, p.328.

⁸ 最高裁判所大法廷判決昭和 58 年 6 月 22 日 民集 37 巻 5 号 793 頁; 最高裁判所第一小法廷決定昭和 25 年 3 月 30 日刑集 4 巻 3 号 457 頁; 河上ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法 第 2 版 第 4 巻』同上, p.325; 酒巻 前掲注(4), p.357.

⁹ 被疑者の勾留を請求するには、同一事実について、既に被疑者が逮捕されていることを要する（逮捕前置主義）（池田・前田 前掲注(4), p.148.）。

聴くこと（第 61 条）を行った上で、請求が適法で、勾留の要件を満たすと認めるときは勾留状を発付する¹⁰。勾留の期間は検察官が勾留の請求をした日から 10 日間であるが、裁判官がやむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、通じて 10 日を超えない範囲で延長することができる（第 208 条）。

被疑者段階で勾留された者が、同一の犯罪事実につき勾留期間中に起訴された場合、その勾留は起訴と同時に自動的に被告人の勾留に切り替わる。身体不拘束のまま起訴された被告人の勾留は、勾留質問を行った上で、裁判所が職権で決定する¹¹。被告人の勾留の期間は、公訴提起があった日から 2 か月とされているが、特に継続の必要がある場合には、1 か月ごとに更新することができる。更新は原則 1 回に限られるが、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき等には繰り返し更新することができる（第 60 条第 2 項）。

(2) 保釈

保釈とは、一定額の保証金の納付を条件として勾留の執行を停止することをいう¹²。保釈は、被告人が保釈条件に違反した場合には、保証金の没取という経済的苦痛が加えられることを担保に、被告人が勾留されている場合と同様の効果を上げようとする制度である¹³。保釈は、被告人についてのみ認められており、被疑者については認められていない（第 207 条第 1 項）¹⁴。

勾留されている被告人やその弁護士、配偶者等は保釈を請求することができる（第 88 条第 1 項）。保釈の請求があったときは、裁判所は原則としてこれを許さなければならない（必要的保釈。第 89 条）が、被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき等の除外事由¹⁵に該当する場合には、請求を却下できる。必要的保釈が認められない場合であっても、裁判所は、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる（任意的保釈。第 90 条）¹⁶。また、勾留による拘禁が不当に長くなったときは、裁判所は勾留を取り消し、又は保釈を許さなければならない（義務的保釈。第 91 条第 1 項）¹⁷。

保釈を許す場合には、保証金額を定めなければならない、その金額は、犯罪の性質や情状、被告人の性格や資産等を考慮して、被告人の出頭を保証するに足りる相当な金額でなければなら

¹⁰ 大澤裕「被疑者の身体拘束—概説(5)—」『法学教室』No.447, 2017.12, pp.108-111.

¹¹ 池田・前田 前掲注(4), p.271.

¹² 酒巻 前掲注(4), p.362; 同上, p.273. なお、勾留の執行を停止して身体拘束を解く制度として、保釈のほか、勾留の執行停止（刑事訴訟法第 95 条）がある。これは、裁判所が適当と認めるとき、勾留されている被疑者・被告人を親族等に委託し、又は住居を制限して、勾留の執行を停止するもので、保証金の納付は不要である。実務上は、病氣治療のための入院、近親者の葬儀等の場合に認められている（酒巻 同, pp.73, 365.）。

¹³ 河上ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法 第 2 版 第 2 巻』前掲注(7), p.161.

¹⁴ この点、起訴前勾留の期間は延長まで考慮すると短期間とは言えず、また起訴前勾留と保釈とが性質上相容れないものでもない、被疑者にも保釈を認めるべきだという意見がある（後藤昭・白取祐司編『新・コンメンタール刑事訴訟法 第 3 版』日本評論社, 2018, p.516.）。

¹⁵ その他の除外事由としては、被告人が死刑又は無期若しくは短期 1 年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものであるとき、被告人が被害者等に害を加える行為等をするときと疑うに足りる相当な理由があるとき、被告人の氏名又は住居が分からないとき等が定められている（刑事訴訟法第 89 条）。

¹⁶ 「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 54 号）により、任意的保釈の判断に当たって考慮すべき事情（保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、身体の拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防御の準備上の不利益の程度その他の事情）が明記された（「法令解説 時代に即した新たな刑事司法制度の構築—取調べの録音・録画制度の導入、合意制度の導入、通信傍受の合理化・効率化、弁護士による援助の充実化等—」『時の法令』2017 号, 2017.1.15, p.20.）。

¹⁷ 田口守一『刑事訴訟法 第 7 版』弘文堂, 2017, pp.278-279.

ない（第93条第1項・第2項）。また、保釈を許す場合には、被告人の住居を制限し、その他適当と認める条件¹⁸を付すことができる（同条第3項）。

被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときや、被告人が住居の制限その他裁判所が定めた条件に違反したときなど、被告人の身体拘束を再開・継続する合理的理由と必要性が生じた場合には、裁判所は保釈を取り消すことができる（第96条第1項）¹⁹。保釈を取り消す場合、裁判所は保証金の全部又は一部を没取することができる（同条第2項）²⁰。禁錮以上の刑に処する判決の宣告があったときは、保釈はその効力を失う（第343条）が、判決の確定までは再度の保釈も可能である²¹。

2 運用状況

直近10年間の通常第一審における勾留・保釈の運用状況（地方裁判所及び簡易裁判所）は、表のとおりである。

表 通常第一審における勾留・保釈の運用状況（地方裁判所・簡易裁判所総数）

	新受人員 (人) (A)	その年中に 勾留状が発 付された人 員(人) (B)	その年中に 保釈が許可 された人員 (人) (C)	勾留率 (%) (B/A)	保釈率 (%) (C/B)	その年中に 保釈を取り 消された人 員(人)
平成23(2011)年	91,721	58,706	11,280	64.0	19.2	55
平成24(2012)年	86,693	57,693	11,996	66.5	20.8	63
平成25(2013)年	81,613	55,169	11,390	67.6	20.6	56
平成26(2014)年	81,470	54,749	12,683	67.2	23.2	53
平成27(2015)年	83,387	55,517	14,233	66.6	25.6	87
平成28(2016)年	78,891	51,587	15,182	65.4	29.4	76
平成29(2017)年	75,511	48,910	15,229	64.8	31.1	92
平成30(2018)年	75,225	48,229	15,494	64.1	32.1	130
令和元(2019)年	72,938	46,263	14,811	63.4	32.0	219
令和2(2020)年	71,411	45,314	14,352	63.5	31.7	197

(注) 「勾留状が発付された人員」は、第一審において受理時に既に勾留されていた人員及び受理後、終局前に新たに勾留状が発付された人員をいい、「保釈が許可された人員」は、終局前に保釈が許可された人員をいう。

(出典) 最高裁判所事務総局刑事局「平成27年における刑事事件の概況(上)」『法曹時報』69(2), 2017.2, pp.209, 213; 同「平成28年における刑事事件の概況(上)」『同』70(2), 2018.2, pp.147, 151; 同「平成29年における刑事事件の概況(上)」『同』71(2), 2019.2, pp.67, 71; 同「平成30年における刑事事件の概況(上)」『同』72(2), 2020.2, pp.67, 71; 同「令和元年における刑事事件の概況(上)」『同』73(2), 2021.2, pp.73, 77; 同「令和2年における刑事事件の概況(上)」『同』74(2), 2022.2, pp.81, 85を基に筆者作成。

¹⁸ その他の条件としては、住居を変更する必要があるときは裁判所に申し出て許可を求めるべきこと、召喚を受けたときは必ず指定の日時に出席すること、逃亡や罪証隠滅と疑われるような行為をしないこと、被害者・共犯者等と面会しないこと、毎月1回裁判所に出席して動静を報告すること等がある（河上ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法 第2版 第2巻』前掲注(7), p.196.）。

¹⁹ 酒巻 前掲注(4), p.365.

²⁰ 保釈された者が、刑の言渡しを受けその判決が確定した後、刑の執行のため呼出しを受け正当な理由がなく出席しないとき、又は逃亡したときは、保証金の全部又は一部を没取しなければならない（刑事訴訟法第96条第3項）。

²¹ 池田・前田 前掲注(4), p.276. この場合、必要的保釈の余地はなく、任意的保釈が認められるだけである（同）。

保釈が許可された人員は、平成 26 (2014) 年から平成 30 (2018) 年にかけて増加したが、令和元 (2019) 年からは 2 年連続で減少し、令和 2 (2020) 年は 14,352 人となっている。保釈率についても、平成 26 (2014) 年から平成 30 (2018) 年にかけて上昇したが²²、令和元 (2019) 年からはわずかに低下し、令和 2 (2020) 年は 31.7%となっている。また保釈を取り消された人員は、年によってばらつきがあるが近年はおおむね増加傾向にあり、令和 2 (2020) 年は 197 人となっている。

3 運用に対する意見

勾留・保釈の運用に対しては、無罪を主張し又は黙秘権を行使している被疑者・被告人について、殊更に長期間身体を拘束する運用（いわゆる「人質司法」）がなされているとする批判²³や、保釈取消率が極めて低いことは裁判所が極めて慎重に保釈の判断をしていることの表れと言え、保釈取消率を低くしようとするあまり本来保釈されるべき人が保釈されないことは重大な人権問題であるという意見²⁴がある。

一方、「人質司法」との批判に対しては、裁判官は否認等の態度を決定的に重要な事情として勾留・保釈に係る判断を行っているわけではないという意見²⁵があり、法務省も、日本の刑事司法制度は身柄拘束によって自白を強要するものとはなっておらず、その批判は当たらない²⁶としている。また、保釈について、裁判官は各事案における具体的事情に基づいて判断を行っており、事案ごとに判断の当否はあるとしても、総体として不適切な運用であるとは考えにくい、との意見²⁷がある。

また、逃亡事案が相次いで発生したことに関連して、現行の保釈の在り方は、社会の安全や公平性を守るという刑事司法の目的にかなっていないとは言えず、早急に見直しが必要であるという意見²⁸や、逃亡のおそれの評価の在り方に問題がなかったか再考せざるを得ない²⁹という意見が挙がっている。一方、まれにしか起きない逃亡事件などの影響で、再び保釈の判断が厳しくなるようなことはあってはならないという意見³⁰や、保釈による罪証隠滅などのリスクを低減する対策をしっかりとることで、保釈率を更に上げていくことが望ましいという意見³¹もあ

²² 保釈率は、平成 16 (2004) 年から平成 30 (2018) 年にかけておおむね上昇傾向にあった（平成 15 年 (2003) 年の保釈率は 11.4%（最高裁判所事務総局刑事局「平成 19 年における刑事事件の概況（上）」『法書時報』61(2), 2009. 2, p.247 等を基に筆者計算）。保釈率上昇の要因としては、保釈をめぐる弁護人の活動の活発化、保釈保証金の納付方法の多様化（全国弁護士協同組合連合会による保釈保証書発行事業の運用開始等）、裁判員制度の開始等により被告人の防御準備への配慮が高まったこと、公判前整理手続による争点・証拠の整理の結果、罪証隠滅の対象が具体化し、その可能性の判断が厳格化したこと等が挙げられている（増田啓祐「保釈の在り方—裁判の立場から—」『刑事法ジャーナル』64 号, 2020.5, p.28; 梶山太郎「勾留・保釈の運用—裁判の立場から—」『刑事法ジャーナル』52 号, 2017.5, p.26; 葛野尋之「恣意的拘禁と刑事手続」『法学セミナー』No.781, 2020.2, p.35.）。

²³ 日本弁護士連合会「「人質司法」の解消を求める意見書」2020.11.17, p.1. <https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2020/opinion_201117.pdf>

²⁴ 高木小太郎・中原潤一編著『事例から掴む 保釈請求を通す技術』第一法規, 2021, pp.6-7.

²⁵ 栗原正史「被告人の身体拘束 裁判の立場から—コメント 2」三井誠ほか編『刑事手続の新展開 下巻』成文堂, 2017, pp.210-212.

²⁶ 「我が国の刑事司法について、国内外からの様々なご指摘やご疑問にお答えします。」法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200120QandA.html>>

²⁷ 是木誠「勾留・保釈の運用—検察の立場から—」『刑事法ジャーナル』52 号, 2017.5, p.33.

²⁸ 「主張 実刑確定の男逃走 保釈のあり方急ぎ見直せ」『産経新聞』2019.6.21.

²⁹ 小長光健史「保釈の在り方—検察の立場から—」『刑事法ジャーナル』64 号, 2020.5, p.38.

³⁰ 「保釈急増 検察の体制後手」『日本経済新聞』2019.8.28.（斎尾紀幸氏の意見）

³¹ 「ゴーン元会長逃亡の苦い教訓 逃走防止策 模索続く」『日本経済新聞』2020.12.30.（水野智幸氏の意見）

る。また、保釈保証金や保釈条件だけでは逃走は防げないという制度上の欠陥が明らかになったとして、GPS を活用して監視を強めたり、保釈中の逃走を罰したりするといった、新たな制度の導入が必要であるとする意見³²も挙がっていた。

4 法制審議会における検討

令和 2（2020）年 2 月、森まさこ法務大臣は法制審議会に対し、「保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や執行を確保するための刑事法の整備」について諮問³³を行った。法制審議会には、本諮問の検討のため、「刑事法（逃亡防止関係）部会」（部会長：酒巻匡早稲田大学教授）が設置され、計 14 回の会議が開催された。令和 3（2021）年 10 月 8 日、同部会は要綱（骨子）案³⁴を可決し、その内容は同月 21 日に法制審議会総会第 192 回会議に報告された。法制審議会は、同案を要綱案として全委員の賛成により原案のとおり議決し³⁵、同日、古川禎久法務大臣に答申した³⁶。

法制審議会が答申した要綱では、保釈中の被告人等の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するため、次に掲げる法整備等を行うことが相当であるとされた。

- ①裁判所が、保釈中の被告人等に対し、住居や労働の状況等の生活上又は身分上の事項について報告を命じ得る制度を設けること。
- ②裁判所が、保釈中の被告人等を監督する「監督者」を選任し得る制度を設けること³⁷。
- ③保釈中の被告人等が、召喚を受けて正当な理由なく公判期日に出頭しない行為や、裁判所の許可を受けずに制限住居を離れる行為、また、保釈を取り消された被告人等が、検察官から出頭を命ぜられたにもかかわらず正当な理由なく出頭しない行為などに対する罰則を設けること。
- ④逃走罪（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 97 条）の主体を、現行の「裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者」から「法令により拘禁された者」に拡大し³⁸、法定刑を引き上げること。
- ⑤裁判所が、保釈中の被告人の国外逃亡を防止するため必要があると認めるときは、当該被告人に GPS 端末を装着させ、その位置情報を取得・把握し得る制度を設けること。
- ⑥禁錮以上の刑に当たる罪で起訴され、保釈されている被告人等に対し、控訴審の判決宣告期日への出頭を原則として義務付けること³⁹。

³² 「出国「寝耳に水」 「保釈制度に影響 必至」 『読売新聞』 2020.1.1.（高井康行氏の意見）

³³ 「諮問第 110 号」（法制審議会第 186 回会議 配布資料 3）法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001315500.pdf>>

³⁴ 「要綱（骨子）案」（法制審議会刑事法（逃亡防止関係）部会第 14 回会議 配布資料 38）2021.10.8. 同上 <<https://www.moj.go.jp/content/001357085.pdf>>

³⁵ 「法制審議会第 192 回会議議事録」 2021.10.21, pp.8-9. 同上 <<https://www.moj.go.jp/content/001361653.pdf>>

³⁶ 「被告逃走防止に GPS 法制審答申」 『読売新聞』 2021.10.22.

³⁷ 裁判所は監督者に対し、被告人と共に出頭することや、被告人の生活上又は身分上の事項について報告することを命じることができ、監督者がその義務に違反した場合や、被告人が逃亡するなどして保釈が取り消された場合には、監督者が納めた監督保証金を没取し得ることとされている（「要綱（骨子）案」前掲注(34), pp.2-7.）。

³⁸ これにより、勾留状の執行を受けて身柄を拘束されたものの、刑事施設に収容されるに至っていない者が逃走した場合等にも逃走罪が適用できるようになる（「法制審議会第 192 回会議議事録」前掲注(35), p.5.（酒巻部会長の発言））。

³⁹ これは、現行法では、控訴審においては被告人に公判期日への出頭義務がないため、保釈中の被告人に禁錮以上の実刑判決が宣告されて保釈が失効してもその場で直ちに収容することができるとは限らないところ、それにより逃亡の機会を与えてしまうことのないようにしようとするものである（同上, p.6.（酒巻部会長の発言））。

⑦禁錮以上の実刑判決の宣告を受けた者等について、本邦から出国しようとするときは、裁判所の許可を受けなければならないものとする。

II GPS 端末により保釈中の被告人の位置情報を取得・把握する制度

本章では、法制審議会の要綱に盛り込まれた事項のうち、GPS 端末により保釈中の被告人の位置情報を取得・把握する制度について、法制審議会における議論、肯定的な意見と否定的な意見及び諸外国の類似する制度の概要を整理する。

1 法制審議会における議論

法制審議会が答申した要綱では、裁判所は、被告人が国外に逃亡することを防止するため必要があると認めるときは、GPS 端末の装着を命ずることができるものとされた。GPS 端末の装着を命じられた被告人には、空港や湾港施設の周辺区域等のうち裁判所が定めた区域（所在禁止区域）に裁判所の許可なく立ち入らないこと、端末を自己の身体に装着し続けること等の遵守事項が定められ⁴⁰、被告人が当該遵守事項に違反した場合には、裁判所は保釈を取り消すことができるものとし、また、当該被告人に対する罰則も設けるものとされた。

刑事法（逃亡防止関係）部会では、GPS 端末の装着を命じることができる被告人の範囲・要件について、国外逃亡を防止する必要がある場合⁴¹に限定するか、より広い範囲の被告人を対象とするかが論点となった。国内における逃亡や、被害者や証人に対する接触を防止する必要がある場合にも装着できるようにすべきであるという意見⁴²が挙げられた一方で、国内における逃亡の防止に GPS 技術を活用することについては、必要性が一段低く、また、どのような行為を逃亡の徴表と見るかの判断に困難が見込まれるという意見⁴³や、制度の円滑な運用を考えると、まずは国外逃亡のおそれがある被告人を対象として制度を始めるのが現実的であるという意見⁴⁴もあり、最終的には、国外逃亡を防止する必要がある場合に限定するものとされた。

2 制度に対する意見

GPS 端末により保釈中の被告人の位置情報を取得・把握する制度の創設に対しては、肯定的な意見と否定的な意見がそれぞれ主張されている。

肯定的な意見としては、電子監視は被告人のプライバシーを侵害し、行動の自由を制限する

⁴⁰ 裁判所は、端末が所在禁止区域内に所在することを示す信号や端末が装着した者の身体から離れたことを示す信号などを受信した場合には、その旨を検察官に通知し、及び自ら端末の位置情報を確認することができ、検察官の請求又は職権により、当該被告人を勾引（被告人等を裁判所等の一定の場所に引致する裁判及びその執行）することができるものとされた（「要綱（骨子）案」前掲注(34), pp.15-16.）。

⁴¹ 国外逃亡を防止する必要がある場合を対象とすることについては、被告人が国外に逃亡すると公判期日への出頭や刑の執行の確保が極めて困難になるため、それを阻止する必要性が高く、また、被告人が空港や港に接近した場合に警戒警備をするなどすれば実際に出国による逃亡を相当程度防止できるため、GPS 技術を効果的に活用できることが明らかであるとして、これを支持する意見等が述べられた（「法制審議会刑事法（逃亡防止関係）部会第8回会議事録」2020.12.23, p.7.（佐藤隆之委員の発言）法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001342687.pdf>>）。

⁴² 同上, pp.4, 8.（天野康代委員・高井康行委員の発言）

⁴³ 同上, p.7.（佐藤隆之委員の発言）

⁴⁴ 同上, p.11.（北川佳世子委員の発言）

ものではあるが、包括的に自由を奪う身体拘束と比較すれば、より制限的でない措置であり、身体拘束されている被告人が電子監視を適用することにより解放されることは望ましいという意見⁴⁵や、GPS 端末による監視は逃亡の防止に対して効果が期待できるため、これによって保釈がより広く認められるようになるのであれば導入すべきであるという意見⁴⁶、GPS 端末の装着は逃走だけでなく保釈中の再犯防止にも効果があるという意見⁴⁷が挙げられている。また、GPS 端末による監視が対象者のプライバシーを制約するという点に関しては、その行動を監視されたとしても、拘禁状態から解放されて社会生活を営める方を選択する被告人がいるのは当然で、プライバシーの侵害という議論は、被告人自身にそうした選択の自由を認めない理由にはならないという意見⁴⁸がある。

否定的な意見としては、GPS 端末による監視は、これを課されなくても逃亡や罪証隠滅行為をしない被告人まで広く課されるおそれがある一方で、固い決意の下に逃亡を図ろうとする被告人の行為を阻止できるとは考えられないという意見⁴⁹がある。また、所在場所に関するプライバシーが制約されることや、特定区域への立入禁止により行動の自由が制約されること、端末を身体に装着していることによりスティグマ（負の社会的烙印）にさらされることなど、GPS 端末による監視は対象者に対する重大な不利益を伴うものであり、これを制度化する立法はその必要性と不利益の権衡を欠き、合理性を有しないとの意見⁵⁰がある。

なお、肯定的な立場からも、現在の制度の下でも保釈されているような被告人に対して電子監視を適用することは、人権制限を拡大することにほかならず、電子監視は保釈保証金のみによっては逃亡を防止することができないと認められる場合等に限り適用されるべきであるという意見⁵¹や、端末で得た情報は別事件の捜査などに使えないようにする必要がある⁵²等の意見が挙げられている。

3 諸外国の制度

イギリス、アメリカ、フランス、ドイツについて、未決段階の者に電子監視を課す制度の概要を紹介する。これらの国で用いられている電子監視の主な方法として、RF⁵³型監視と GPS 型監視がある。RF 型監視は、対象者が自宅等の特定の場所に滞在しているかを確認する監視方法⁵⁴で、対象者に在宅拘禁⁵⁵を言い渡す場合等に用いられている。一方、GPS 型監視は、特定の場所に限らず対象者の位置情報を確認できる監視方法⁵⁶で、対象者が立入りを禁止された区域に

⁴⁵ 日本弁護士連合会 前掲注(23), p.10.

⁴⁶ 趙誠峰「保釈の在り方—弁護の立場から—」『刑事法ジャーナル』64号, 2020.5, pp.46-47.

⁴⁷ 「「再犯防止にも効果」識者」『読売新聞』2020.2.22. (椎橋隆幸氏の意見)

⁴⁸ 高野隆『人質司法』KADOKAWA, 2021, pp.269-270.

⁴⁹ 甘利航司「「GPS 型電子監視」について考える」『刑事弁護』105号, 2021.春季, pp.187-188.

⁵⁰ 葛野尋之「保釈中の被告人の逃亡防止と GPS 電子監視」『犯罪と刑罰』30号, 2021.3, pp.61-65.

⁵¹ 日本弁護士連合会 前掲注(23), pp.10-11.

⁵² 「「被告に GPS」答申 逃亡防止「保釈金頼み」限界」『読売新聞』2021.10.22. (王雲海氏の意見)

⁵³ 無線周波数 (Radio Frequency)。無線通信や放送に使われる高い周波数をいう (新村編 前掲注(3), p.2.)。

⁵⁴ このような監視方法の電子監視を固定式電子監視という (佐土美由紀「電子監視という技術が刑事司法へいかなる変化をもたらすのか」『龍谷大学大学院法学研究』23号, 2021.8, p.36.)。

⁵⁵ 在宅拘禁とは、対象者に対して、1日のうちの指定された時間、自宅その他のあらかじめ指定された場所にいることを義務付ける措置をいう (川出敏裕「電子監視」『ジュリスト』1358号, 2008.6.15, p.117.)。

⁵⁶ このような監視方法の電子監視を移動式電子監視という (佐土 前掲注(54), pp.36-37.)。

入っていないか等を監視することができる⁵⁷。

(1) イギリス（イングランド及びウェールズ）

裁判所は保釈の条件として電子監視（Electronic Monitoring）を課することができる（1976年保釈法（Bail Act 1976 (c.63)）第3条(6)・(6ZAA)）。電子監視は、夜間外出禁止や特定区域への立入禁止といった、対象者の所在場所に関連する保釈条件が付された場合において、これらの条件の遵守を確保するために課される（同条(6ZAB)）⁵⁸。裁判所は、電子監視を課さなければ保釈を許可しないであろうと認められる場合で、かつ、関連する地域において電子監視の実施に必要な準備を整えることができると認められる場合に限り、電子監視を課することができる（同法第3AB条）。対象者の同意は必要とされていない⁵⁹。

保釈における電子監視は、1989年に試験的な実施が始まったが継続せず、2002年頃から再び実施され始めた⁶⁰。監視の方法としてはRF型監視が用いられてきたが、2016年10月から2018年3月にかけて、イングランドの8つの警察管区においてGPS型監視の試行が行われた⁶¹。2019年2月、司法省は試行の結果をまとめた報告書⁶²を公表するとともに、GPS型監視を全国的に用いることを発表した⁶³。

機器の取付けや位置情報の監視は、司法省から委託を受けた民間企業の電子監視サービス（Electronic Monitoring Services: EMS）が行う。違反が確認された場合、EMSの職員は対象者と連絡を取るなどするとともに、警察に通報する⁶⁴。警察官は、被告人が保釈条件に違反したと疑うに足りる合理的な理由がある場合、被告人を無令状で逮捕することができる（1976年保釈法第7条(3)(b)）。逮捕された場合、被告人は治安判事裁判所に引致され、治安判事が、被告人の身柄拘束を続けるか、再度保釈するかを判断する（同条(4)・(5)）。

保釈における電子監視が課された者は、2021年3月31日時点で6,001人（うち、GPS型監視が課された者は847人）となっている⁶⁵。

⁵⁷ 川出 前掲注(55), pp.117-118; 甘利航司「犯罪研究動向 電子監視—「今まで」と「これから」—」『犯罪社会学研究』42号, 2017, p.172.

⁵⁸ 葛野 前掲注(50), p.45.

⁵⁹ 川出 前掲注(55), p.119; 「諸外国におけるGPSにより被告人の位置情報を取得・把握する制度の概要」（法制審議会刑事法（逃亡防止関係）部会第4回会議 配布資料18）2020.9.4, p.1. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001327987.pdf>>

⁶⁰ Anthea Hucklesby and Ella Holdsworth, *Electronic Monitoring in England and Wales*, 2016.5, p.14. University of Leeds website <<https://emeu.leeds.ac.uk/wp-content/uploads/sites/87/2016/06/EMEU-Electronic-monitoring-in-England-and-Wales.pdf>>

⁶¹ Jane Kerr et al., *Process evaluation of the Global Positioning System (GPS) Electronic Monitoring Pilot: Qualitative findings*, 2019, p.1. GOV.UK website <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/779199/gps-location-monitoring-pilot-process-evaluation.pdf>

⁶² *ibid.* 報告書にまとめられた試行の概要については、葛野 前掲注(50), pp.51-55を参照。

⁶³ Ministry of Justice, “Justice Secretary unveils GPS tag rollout to better protect victims,” 2019.2.16. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/news/justice-secretary-unveils-gps-tag-rollout-to-better-protect-victims>>

⁶⁴ 「諸外国におけるGPSにより被告人の位置情報を取得・把握する制度の概要」前掲注(59), p.2; Electronic Monitoring Services, “Tagging: Everything you need to know about being tagged,” pp.5, 9, 13. *ibid.* <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/823813/Subject_Handbook.pdf>

⁶⁵ Ministry of Justice, “HMPPS Annual Digest 2020/2021,” 2022.1.18 updated, pp.38, 42. *ibid.* <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1047798/HMPPS-annual-digest-2020-21_vFINA.L.pdf>; “Chapter 12 Tables – Electronic monitoring, Table 12.1, Table 12.7,” *idem*, “HMPPS Annual Digest 2020/2021.” <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1006810/Ch_12_EM_FIN.AL.ods>

(2) アメリカ（連邦）

裁判所は、公判前の被告人を釈放する際の条件として、住居・旅行・外出時間の制限等を課すことができるが、位置情報の監視（Location Monitoring）もその一条件として命じることができる（合衆国法典（United States Code）第 18 編第 3141 条、第 3142 条(c)(1)(B)(iv)・(vii)・(xiv)）⁶⁶。対象者の同意は必要とされていない⁶⁷。位置情報の監視は、通常、出頭をしないおそれがある者や、性的逸脱（sexual deviance）、暴力等の問題が認められる者に対して課される。リスクの低い対象者の監視には RF 型監視が用いられ、高度な監視が必要で、かつ、定められた住居地を離れる際に所在を監視する必要がある対象者や、第三者に危険を及ぼすリスクのある対象者の監視には GPS 型監視が用いられる⁶⁸。なお、未成年者を被害者とする性犯罪等、特定犯罪類型の者については、公判前釈放の条件として位置情報の監視を課すことが義務付けられている（同編第 3142 条(c)(1)）。

位置情報の監視は、連邦裁判所の職員である公判前サービス官（Pretrial Services Officer）が行う⁶⁹。違反が検知された場合、公判前サービス官は違反内容に応じた対応をとる。例えば GPS 監視を課された対象者が立入禁止区域に立ち入った場合は、対象者と連絡を取り、対面で事情を確認した上で、対象者を裁判所に出頭させる⁷⁰。警察官等は、釈放された者が住居の制限等の条件に違反していると信じるに足る合理的な理由がある場合、その者を現行犯逮捕することができる（合衆国法典第 18 編第 3062 条）。また、釈放された者が釈放の条件に違反した場合、釈放が取り消されたり、法廷侮辱罪で起訴されたりすることがある（同編第 3148 条）。

連邦では、プロベーション⁷¹の対象者や、拘禁後の監督指導付釈放（supervised release）の対象者などにも位置情報の監視が用いられているが⁷²、これらの者も合わせると、常時約 6,000 人に監視が課されている⁷³。

公判前釈放における位置情報の監視の効果について、複数の調査が行われている⁷⁴。ニュージャージー州で行われた調査⁷⁵では、位置情報の監視を課された者は、監視を課されていない同様の特性を持つ者と比べると、釈放中に新たに逮捕される割合が有意に低く、一方で、裁判

⁶⁶ Administrative Office of the U.S. Courts, *Location Monitoring: Reference Guide*, 2020.3, pp.2-3. United States Courts website <https://www.uscourts.gov/sites/default/files/location_monitoring_reference_guide.pdf>; 寺村堅志「6 米国」法務総合研究所『研究部報告 44 諸外国における位置情報確認制度に関する研究—フランス、ドイツ、スウェーデン、英国、カナダ、米国、韓国—』2011, p.199. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/000098494.pdf>>

⁶⁷ 「諸外国における GPS により被告人の位置情報を取得・把握する制度の概要（米国）」（法制審議会刑事法（逃亡防止関係）部会第 9 回会議 配布資料 29）2021.2.22, p.1. 同上 <<https://www.moj.go.jp/content/001342413.pdf>>

⁶⁸ Administrative Office of the U.S. Courts, *op.cit.*(66), pp.8-9.

⁶⁹ “Federal Location Monitoring.” United States Courts website <<https://www.uscourts.gov/services-forms/probation-and-pretrial-services/supervision/federal-location-monitoring>>

⁷⁰ 「諸外国における GPS により被告人の位置情報を取得・把握する制度の概要（米国）」前掲注(67), pp.1-2.

⁷¹ 有罪認定を受けた被告人等について、裁判所が刑の宣告又は執行の猶予をなしつつ、プロベーション・オフィサー（probation officer）の指導監視に一定期間付して釈放し、社会内での改善更生を図る処分。プロベーション・オフィサーは、対象者に定期的な出頭報告その他の適切な条件を課す権限を有する（田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.669.）。

⁷² 寺村 前掲注(66)

⁷³ “Federal Location Monitoring,” *op.cit.*(69)

⁷⁴ 緑大輔「被告人の釈放と電子監視—アメリカの制度と日本への示唆—」『刑事弁護』104 号, 2020.冬季, pp.212-213.

⁷⁵ Kevin T. Wolff et al., “The Impact of Location Monitoring Among U.S. Pretrial Defendants in the District of New Jersey,” *Federal Probation*, Vol.81 No.3, 2017.12, pp.12-13. 調査の対象者数は計 2,356 人で、このうち位置情報の監視を課された者は 339 人である（*idem*, p.10.）。

所への不出頭や釈放条件への違反の割合については有意な差がなかった⁷⁶とされている。カリフォルニア州サンタクララ郡で行われた調査⁷⁷では、位置情報の監視を課された者は、監視を課されていない同様の特性を持つ者と比べると、釈放中に新たに逮捕され釈放が取り消される割合は有意な差がなかったが、裁判所への不出頭により保釈が取り消される割合は、位置情報の監視を課された者の方が有意に低かったとされている。また、釈放条件への違反により保釈を取り消される割合は位置情報の監視を課された者の方が有意に高かったが、これには監視が強化されていることや、課される保釈条件が多いことが影響しているかもしれないとされている。

(3) フランス

予審⁷⁸対象者は、電子監視付住居指定 (L'assignation à résidence avec surveillance électronique) を命じられることがある。電子監視付住居指定は、予審判事又は自由勾留判事⁷⁹が予審対象者を固定式又は移動式の電子監視に付し、一定の場合を除いて住居から外出することを禁止するもので、予審の必要性又は保安上の必要性があり、司法監督 (contrôle judiciaire) 上の義務⁸⁰を課すだけでは不十分である場合に用いられる (刑事訴訟法典 (Code de procédure pénale) 第 137 条第 2 項)⁸¹。固定式の電子監視は、2 年以上の拘禁刑に当たる罪についての予審対象者 (同法典第 142-5 条第 1 項)、移動式の電子監視は、①7 年以上の拘禁刑に当たる罪であって、社会司法監督 (suivi socio-judiciaire)⁸²の対象となる罪の予審対象者、又は②配偶者、子等に対する暴力又は脅迫であって 5 年以上の拘禁刑に当たる罪についての予審対象者 (同法典第 142-5 条第 3 項、第 142-12-1 条) に対して命じることができる⁸³。機器の装着には対象者の同意が必要とされている⁸⁴。期間は 6 か月以内とされているが、通算 2 年を超えない範囲で延長が可能

⁷⁶ 釈放条件への違反については、その違反により釈放が取り消されたものとそうではないものを区別していない。また、いずれも有意な差ではないが、位置情報の監視を課された者の方が平均して多くの違反を犯した一方、位置情報の監視に関する違反を除くと、位置情報の監視を課された者の方がわずかに少なかったとされている (*ibid.*, pp.12-13.)。

⁷⁷ Karla Dhungana Sainju et al., “Electronic Monitoring for Pretrial Release: Assessing the Impact,” *Federal Probation*, Vol.82 No.3, 2018.12, pp.6-7. 同調査は、サンタクララ郡の位置情報監視プログラムの効果についての調査である。調査対象者の総数は計 6,090 人で、このうち位置情報の監視を課された者は 220 人である (*idem*, pp.4-5.)。

⁷⁸ 予審は証拠収集等の公判準備を行う場であり、予審判事は、集められた証拠を検討して公判開始の決定 (判決裁判所への移送決定) をするか否かを決定する (白取祐司『フランスの刑事司法』日本評論社, 2011, p.130.)。

⁷⁹ 予審対象者に勾留を命ずる権限を有する裁判官 (Raymond Guillien and Jean Vincent 編著, 中村紘一ほか監訳, *Termes juridiques* 研究会訳『フランス法律用語辞典 第 3 版』三省堂, 2012, p.246. (原書名: Raymond Guillien et Jean Vincent, *Lexique des termes juridiques*, 16 e éd, Paris: Dalloz, 2005.))。

⁸⁰ 予審判事及び自由勾留判事は、予審対象者に対し、所定の区域の外に出ないこと、所定の場所に立ち入らないこと、所定の機関等に定期的に出頭すること、所定の者と接触しないこと等の義務を課することができる (刑事訴訟法典第 137-2 条・第 138 条) (杉原隆之「フランスにおける公判前の身体拘束に関する制度について」『刑事法ジャーナル』No.40, 2014.5, pp.28-29; 島岡まなほか『フランス刑事法入門』法律文化社, 2019, p.173.)。

⁸¹ 司法監督上の義務を課すこと及び電子監視付住居指定を命じることで不十分な場合に限り、予審対象者を未決勾留することができる (刑事訴訟法典第 137 条第 3 項) (島岡ほか 同上, p.176.)。

⁸² 有罪判決を受けた者に対し、累犯を予防するための監視及び支援を受けることを義務付けるもので、対象となる罪には、強姦その他の性的攻撃罪、生命に対する侵害の罪等がある (刑法典 (Code pénal) 第 131-36-1 条) (Guillien and Vincent 編著, 中村ほか監訳, *Termes juridiques* 研究会訳 前掲注(79), p.408; 島岡ほか 同上, p.259.)。

⁸³ 杉原 前掲注(80), p.30.

⁸⁴ “Bracelet électronique lors d’une assignation à résidence,” 2021.2.17. Service-Public.fr website <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2007>> 機器の装着に同意しない場合、裁判官は対象者の電子監視付住居指定を取り消し、勾留することができる (*idem*) 。

とされている（同法典第 142-7 条）。電子監視付住居指定を課された場合、未決勾留に付された場合と同様に、その期間は自由刑の期間に算入され（同法典第 142-11 条）、また、無罪になった場合には補償を受けることができる（同法典第 142-10 条）⁸⁵。

電子監視付住居指定の管理は、社会復帰・保護観察所（Service Pénitentiaire d'Insertion et de Probation: SPIP）が行っている（刑事訴訟法典第 D32-14 条第 6 項）⁸⁶。移動式の電子監視については、地域間行刑局（Direction interrégionale des services pénitentiaires）内にある中央監視センターが監視を担当しており、違反警報を受信した場合、対象者と連絡を取り、違反内容を確認した後、社会復帰・保護観察所に通報する。また現に義務違反があった場合には、その旨を裁判官に通報する⁸⁷。対象者が故意に電子監視付住居指定上の義務に違反した場合、予審判事は勾引状等を発付することや、対象者を未決勾留に付すために自由勾留判事に事件を付託することができる（同法典第 141-2 条、第 142-8 条第 2 項）。

2020 年に電子監視付住居指定が新たに課された件数は 515 件、2021 年 6 月 30 日時点の電子監視付住居指定の賦課件数は 471 件となっている⁸⁸。

（4）ドイツ（ヘッセン州）

ヘッセン州では、勾留状の執行停止（刑事訴訟法（Strafprozeßordnung）第 116 条）⁸⁹の際の措置として、電子監視（Elektronische Präsenzkontrolle: EPK）が 2000 年から用いられている⁹⁰。その監視方法としては RF 型監視が用いられており、GPS 型監視は用いられていない⁹¹。

勾留状の執行停止における電子監視の実施は裁判官が決定するが、対象者及び同居者の同意が必要とされている⁹²。実施が決まると、ヘッセン州財務省の下部組織であるヘッセンデータ処理センター（Hessische Zentrale für Datenverarbeitung: HZD）が対象者に監視機器を割り当て、州共同電子監視センター（Gemeinsame elektronische Überwachungsstelle der Länder: GÜL）が監視を行う。不審な点があった場合、GÜL は保護観察官に連絡し、連絡を受けた保護観察官が

⁸⁵ 水谷規男『未決拘禁とその代替処分』日本評論社、2017、pp.165-167。

⁸⁶ “Bracelet électronique lors d'une assignation à résidence,” *op.cit.*(84)

⁸⁷ 「諸外国における GPS により被告人の位置情報を取得・把握する制度の概要」前掲注(59), pp.4-5.

⁸⁸ Ministère de la Justice, “Statistiques annuelles de milieu ouvert,” 31 décembre 2020, p.17. Service-Public.fr website <http://www.justice.gouv.fr/art_pix/STAT_SAMO_2020.pdf>; *idem*, “Statistiques trimestrielles de milieu ouvert,” 30 juin 2021, p.15. *idem* <http://www.justice.gouv.fr/art_pix/STAT_STMO_202106.pdf>

⁸⁹ 勾留状の執行停止は、裁判官が、勾留状の執行よりも緩やかな処分で行われると期待すべき十分な理由があると判断する場合に行われる（斎藤司「ドイツにおける保釈の運用」『刑事法ジャーナル』64号、2020.5、pp.60-62.）。

⁹⁰ 金澤真理「ヘッセン州電子監視プロジェクトの概要」刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』現代人文社、2012、pp.341-342; “Umsetzung der Anwendung der Elektronischen Präsenzkontrolle. RdErl. d. HMdJ v. 21.10.2021 (4104-III/3-2019/19334-III/A),” *Justiz-Ministerial-Blatt für Hessen*, Nr.12, 2021.12.1, p.343. <https://justizministerium.hessen.de/sites/justizministerium.hessen.de/files/2021-11/jmb1_122021_341-404.pdf>

⁹¹ 藤原尚子「2 ドイツ」法務総合研究所 前掲注(66), p.46. <<https://www.moj.go.jp/content/000084706.pdf>> 導入時の検討の過程で、私生活を 24 時間監視するのは人権上問題ではないかとの懸念が示され、GPS 型監視ではなく、RF 型監視が採用された（同）。なお、有罪判決を受けた者に対する指導・監督の指示としての電子監視が 2011 年に連邦レベルで導入されたが、これには GPS 型監視が用いられている（斎藤司「身柄拘束制度の在り方—ドイツ法を踏まえて—」『刑事法ジャーナル』45号、2015.8、p.183; Hessische Ministerium der Justiz, “Elektronische Aufenthaltsüberwachung,” 2021.6. justizministerium.hessen.de website <https://justizministerium.hessen.de/sites/justizministerium.hessen.de/files/2021-08/infoblatt_eaue_juni_2021_bf.pdf>）。

⁹² Frieder Dünkel et al., *Electronic Monitoring in Germany*, 2016.5, p.14. University of Leeds website <<https://emeu.leeds.ac.uk/wp-content/uploads/sites/87/2016/06/EMEU-Electronic-monitoring-in-Germany.pdf>> なお、同意しなければ勾留されるという状況で、その同意をどの程度自主的なものとするか疑問視する見方もある（*idem*）。

対象者に連絡を取る。違反が深刻で第三者が危険にさらされていると GÜL が判断した場合には警察が対応する。現に違反があった場合はその旨が裁判官に報告され、裁判官は電子監視を続けるか勾留するかを判断する⁹³。

勾留状の執行停止における電子監視の実施件数は、2000年の運用開始から2013年4月3日までに合計387件となっている⁹⁴。

おわりに

保釈制度については、被告人の逃亡の防止や公判期日への出頭の確保といった観点から法整備に関する検討が進んでおり、その一つとしてGPS端末により保釈中の被告人の位置情報を取得・把握する制度の創設が提起されているが、その効果に期待する声がある一方、対象者の不利益を懸念する声もある。本稿で紹介したように、未決段階の者に電子監視を課す制度は諸外国にも見られることから、それらの制度も参考にしつつ、充実した議論が行われることが望まれる。

⁹³ *ibid.*, pp.8-10, 18, 27, 45, 47; “HZD-Porträt.” Hessische Zentrale für Datenverarbeitung website <<https://hzd.hessen.de/ueber-uns/HZD-Portraet>>

⁹⁴ Dünkel et al., *ibid.*, p.5.